（協議様式４）

消防署との協議記録

新築・改修される建物について、事業所を所管する消防署と消防設備・避難設備等について協議を行う必要があります。協議内容及び協議結果を下記に記載してください。

新規申請時には、[「防火対象物使用開始届」](https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000049409.html)を所轄消防署に申請していることを証明する書類を提出する必要があります。（受付印が押印された防火対象物使用開始届あるいは、[行政オンラインシステム](https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000593749.html)での申請の場合は申請内容照会により申請内容をダウンロードしてください）なお、事業開始までに所轄消防署の設備検査（立入等）を完了する必要があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①令和　　年　　月　　日 | 担当課名・担当者名 |  |
|  |
| ②消防署からの指導事項 |
|  |

※デイサービスの事業者の方で宿泊サービスの実施を予定している場合は、スプリンクラーなどの必要設備について確認してください。

※行政オンラインシステムで申請した場合

